

伊勢市内の地域包括支援センター運営業務委託仕様書 【募集圏域 6 用】

地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う業務の内容およびその範囲等は、法令に定めがあるもののほか、本仕様書によることとする。

本仕様書は、伊勢市（以下「市」という。）がセンターの運営業務委託法人を選定するにあたり、配布する募集要項と一体のものであり、受託法人が委託業務を実施する際に市が要求する水準を示すものである。

1 趣旨

地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援するため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 第 1 項に定める包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置する。

2 業務名（詳細は「8 業務内容」を参照）

- (1) 法第 115 条の 46 第 1 項（法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号）に規定する包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
- (2) 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業
- (3) 法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援事業（指定介護予防支援）
- (4) 地域ケア会議の開催
- (5) 伊勢市生活支援会議（B型）の開催
- (6) その他業務

認知症総合支援事業における認知症地域支援・ケア向上事業（認知症地域支援推進員）については別途定める。

3 担当圏域

別表 1・2 のとおり

4 センターの設置場所

センターの設置場所は、中立・公正な運営を確保するため、法人本体施設と区分を明確にし、受託した担当圏域内に事務所を設置すること。また、利便性に配慮した場所とすること。

5 センターの設備

- (1) 必要なスペースを有する事務室（専用スペース等）を有すること。
- (2) 事務室内外に相談ができる場所を設けること。
- (3) 事務室には、机、椅子、施錠できる書類保管庫、パソコン、プリンタ、電話、FAX を必ず配備すること。
- (4) 設置するパソコンには、セキュリティ機能（ウイルス対策）を確保すること。

- (5) センター専用で利用できる電子メールアドレスを取得すること。
- (6) センターの看板及び案内板等を設置すること。

6 配置職員

- (1) 各募集圏域における配置職員数は別表1のとおりとし、令和8年4月1日時点において、下記の【3職種】①保健師又はこれに準ずる者、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を各1名以上配置すること。
また【3職種】の中からセンター長を定めるものとする。
- (2) 4人目～6人目の職員についても前項①から③の【3職種】の適正な配置に努めることとするが、専門職として下記の【3職種に準ずる者】を配置できることとする。
- (3) 7人目の職員については【3職種および準ずる者以外の職員】の配置を可とする。【3職種および準ずる者以外の職員】は、介護支援専門員、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）、事務職員のいずれかとする。職員の選定にあたっては、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの実施やセンター職員の業務負担軽減、資質向上、定着支援等を通じた包括的支援事業等の質的向上を勘案すること。
- (4) 【3職種】【3職種に準ずる者】は常勤かつ専従であること。【3職種および準ずる者以外の職員】については非常勤も可とするが、センターの業務に専ら従事すること。
- (5) 【3職種】が産前産後休暇・育児休暇又は30日以上の病気休暇等を取得する場合は、速やかに代替職員を補充すること。【3職種に準ずる者】【3職種および準ずる者以外の職員】についてもこれに準ずるものとする。
- (6) 委託期間中は配置職員を変更しないことが望ましいが、やむを得ず変更する場合は、あらかじめ市と協議のうえ決定するとともに、必要な引継ぎを行い、円滑に業務が継続できるようすること。

【3職種】

① 保健師又はこれに準ずる者

保健師に準ずる者とは、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者。なお准看護師は含まない。

② 社会福祉士

③ 主任介護支援専門員

【3職種に準ずる者】

① 保健師に準ずる者

前項のとおり

② 社会福祉士に準ずる者

福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。

③ 主任介護支援専門員に準ずる者

次のいずれかに該当する者

ア 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

イ 育成計画を策定しているセンターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者。

7 開設日及び開設時間

原則として開設日及び時間は、次のとおりとし、開設時間に利用者の相談に対応できるよう必要な勤務体制を組むこととする。

また、開設時間外においても緊急時にすみやかに連絡をとれるよう、体制を整備すること。

（1）開設日

毎週月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

（2）開設時間

午前8時30分～午後5時15分

8 業務内容

センターの業務は次に掲げるものとする。

（1）重点的に取り組むべき事項

① 地域包括ケアシステムの深化・推進

住民誰もが住み慣れた地域で、尊厳のある生活を人生の最期まで続けることができるよう、介護・医療・生活支援等が一体的に提供される仕組みについて、日常生活圏域を基本とした体制の構築に向け、センターが中核機関としての役割を担うこと。

② 地域共生社会の推進にむけた総合相談支援の充実

総合相談支援の実施にあたっては、地域共生社会の推進の観点から、複雑・複合化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、「重層的支援体制整備事業」の趣旨を踏まえ、他の相談支援機関との協働により、世帯が抱える地域生活課題の把握に努めながらチーム支援を行うこと。

③ 地域ケア会議の開催

日常生活圏域を基本に、地域特性に応じた地域ケア会議をセンターが開催し、個人情報の保護に留意しながら、医療、介護等の専門職、自治会、民生委員等の地域の多様な関係者と協働し、個別事例の検討等を通じて介護が必要な高齢者を地域全体で支援する取組みや、共有された地域課題を地域づくりに結びつける取組みを推進すること。

④ 高齢者虐待防止・権利擁護の一層の推進

認知症や障がいにより、判断能力が十分でない高齢者が不利益や損害を被ることがないよう、「伊勢市成年後見サポートセンターきぼう」をはじめとする関係機関と連携し、権

利擁護支援を必要とする人への適切な支援を進めること。

また困難な状況にある高齢者が尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、高齢者虐待の防止と早期発見、対応に取り組むこと。

⑤ 地域共生社会の推進と連動した介護予防施策の充実

総合相談支援事業において把握した、閉じこもり等などの要介護や要支援状態となるおそれのある高齢者を早期に把握し、介護予防活動へつなげること。

また、地域共生社会の実現・地域の活性化にむけた市の介護予防推進の取組みに参画し、地域住民を対象とした介護予防普及啓発講座の開催や、フレイルおよび介護予防に資する住民主体の通いの場の活動支援等に協力すること。

これらの取組にあたっては、認知症予防や高齢者の自立支援の観点を踏まえるとともに、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員と密に連携を図ること。

⑥ 認知症にやさしい地域づくりの推進

地域共生社会の理念に基づき、全ての認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、「新しい認知症観」の普及促進をはじめ、認知症の人や家族の総合的な支援を認知症地域支援推進員と協働し市の認知症総合支援事業と一体的に推進すること。

⑦ 高齢者の選択を支援する目標志向型の介護予防ケアマネジメントの実施および自立支援型地域ケア会議（伊勢市生活支援会議）への参画

介護予防ケアマネジメントについて、高齢者の地域での自立した日常生活を継続するための目標志向型のケアマネジメントを推進するため、「伊勢市生活支援会議（A型）」へ参加すること。

また、ケアプランの検討を通じ、日常生活圏域を基本とする地域ニーズの把握及び地域資源の発掘・創出支援や地域課題に対するコーディネートを円滑に行うことができるよう「伊勢市生活支援会議（B型）」を主催すること。

（2）包括的支援事業

① 総合相談支援事業

ア) 総合相談支援

・初期段階での相談対応

本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じて相談を受け、的確な状況把握のもと、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断し、適切な情報提供を行うことにより相談者自身で解決可能と判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。

・継続的・専門的な相談支援

初期段階の対応で、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を作成する。

支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、

期待された効果の有無を確認する。

イ) 地域におけるネットワーク構築

支援を必要とする高齢者を見い出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における関係者のネットワークの活用及び構築を図る。

ウ) 実態把握

地域におけるネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行う。

エ) 家族介護者に対する相談支援

ヤングケアラーやビジネスケアラー、育児と介護を同時期に担う人に配慮するとともに、家族介護者が求める相談援助・支援、介護に関する情報や知識・技術の提供、家族介護者同士の支え合いの場の確保などの支援を行う。

② 権利擁護事業

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、または適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を維持し安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う。

特に高齢者の権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、諸制度を活用する。

ア) 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対し、成年後見制度の説明や申立てに当たって支援機関（伊勢市成年後見サポートセンター）の紹介を行う。申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合は、速やかに市および伊勢市成年後見サポートセンターへ状況を報告し、市長申立てにつなげる。

イ) 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、速やかに市へ通報するとともに「高齢者虐待防止法」に基づき、当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応をとる。詳細の業務については、「伊勢市高齢者虐待対応マニュアル」および「市町村・都道府県における高齢者者虐待への対応と養護者支援について」（令和7年3月厚生労働省老健局）を参照すること。

ウ) 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市へ当該高齢者の状況等を報告する。

エ) 困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、センターの専門職が相互に連携し、センター全体で対応を検討した上で、市に報告し、必要な支援を行う。

オ) 消費者被害の防止

訪問販売によるリフォーム業者等による消費者被害を未然に防止するため、伊勢市消費生活センターと情報交換等を行うとともに、民生委員、介護支援専門員等に情報提供を行う。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ア) 包括的・継続的なケア体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含む関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援する。

また、地域の介護支援専門員が、介護保険以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等、介護支援専門員のネットワークの構築や、その活用を促進する。

ウ) 日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、個別の相談窓口の設置、サービス担当者会議の開催支援、居宅サービス計画、介護予防サービス計画、施設サービス計画の検証等、専門的な見地から個別指導、相談への対応を行う。

また、地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、センターの各専門職や関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行う。

エ) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導・助言を行う。

オ) 地域ケア個別会議の実施

包括的・継続的ケアマネジメント事業の効果的な実施のために、センターは個別ケースを検討する地域ケア個別会議を主催し、地域の多様な関係者の協働による介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援する。

④ 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）（居宅要支援被保険者に係るもの
を除く）法第115条の45第1項第1号ニ

ア) 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、居宅要支援被保険者等に対しアセスメントを行い、介護予防や社会参加の推進を目的として、心身の状況、置かれている環境に応じて目標を設定し、本人の選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス及びその他生活支援サービス並びに一般介護予防事業等の多様な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

イ) 対象

次の被保険者に対して、介護予防マネジメントを行い、第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

a 居宅要支援被保険者

(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く)

b 事業対象者

基本チェックリスト（施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準）に該当する第1号被保険者

c 継続利用要介護者

居宅要介護被保険者であって要介護認定を受ける日以前から継続的に総合事業（従前相当サービス及びサービス・活動Cを除く）を利用する者。

留意事項

※本事業は、次の（3）第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る）と一体的に実施されるものである。また、後述する指定介護予防支援の実施にあたっては、共通の考え方に基づき一体的に行うものとする。

ウ) 実施手順

「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防事業）の実施及び介護予防手帳の活用について（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）」を参照するとともに、「伊勢市介護予防・日常生活支援事業手引き（伊勢市介護予防ケアマネジメントマニュアル）」の手順に基づくこと。

a 契約締結

利用者に対し、契約書及び重要事項説明書内容を説明し、同意を得た上で、その者に所定書類に必要事項を記載してもらった上で交付すること。

b アセスメント

認定調査結果及び主治医の意見書入手（対象者のみ）し、利用者宅を訪問し、利用者及び家族に対して、必要なアセスメントを行うこと。

c 介護予防ケアマネジメント計画書等原案の作成

アセスメント結果等を基に、どのような支援が必要かを利用者やその家族と調整し、利用者と合意した結果に基づき、介護予防ケアマネジメント計画書等原案を作成すること。

d 伊勢市生活支援会議への出席

ケアマネジメントの類型および計画の立案状況により、市が指定する会議へ出席し、多職種協働による介護予防ケアマネジメント計画書等原案の検討を行うこと。

e サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議の開催等により、介護予防ケアマネジメント計画書等原案について、サービス提供事業者等から専門的な意見を聴取すること。

f 介護予防サービス計画書等の交付

利用者及びその家族に説明し、同意を得た上で、介護予防ケアマネジメント計画書等を利用者又は家族に交付すること。

g サービス提供

サービス提供事業者等に対し、介護予防ケアマネジメント計画書等に基づき適切なサービスが提供されるよう連絡調整等を行うこと。

h モニタリング

必要に応じて利用者宅を訪問し、計画の実施状況を把握すること。

i 評価

3～6か月に1回、計画の達成状況について評価を行うこと。

j 給付管理

介護保険サービス利用実績を確認すること。

k 事業支給費および介護報酬の請求

事業支給費および介護報酬請求に関する所定の書類を作成し請求を行い、事業支給費および介護報酬を受領すること。

(3) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）（居宅要支援被保険者に係るものに限る）介護保険法施行規則第140条の64

ア) 事業内容

居宅要支援被保険者（指定介護予防支援または特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く）に対して、介護予防マネジメントを行い、第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

センターは、本事業の一部について、指定居宅介護支援事業所に委託することができる。

イ) 第一号介護予防支援事業実施にあたっての留意事項

- ・総合支援法において従来支援を行っていた相談支援専門員と連携する等、制度間のサービス継続が円滑に行われるよう留意すること。
- ・利用者に対し、複数の第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業の実施者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得る必要があること。
- ・第1号介護予防事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に入院する必要が生じた場合に担当職員の氏名及び連絡先を入院機関へ伝えるよう求める必要があること。
- ・サービス担当者会議は、利用者及び家族の参加を基本とすること。
- ・第1号訪問事業等の実施者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認

めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他必要と認める事項について、利用者の同意を得て主治医もしくは歯科医師または薬剤師に提供すること。

- ・従前相当サービスまたはサービス活動Aの利用者に対しては、第1号事業費支給日の確定等のため介護予防ケアマネジメント計画を作成する必要があるが、従前相当サービス以外の総合事業の利用者については、当該利用者に対し必要な援助を行っていると認められる場合は、当該計画を作成すること及び当該計画の作成にあたり介護予防サービス計画と同様の手順を経ることは必ずしも必要でない。

(4) 指定介護予防支援

ア) 事業内容

居宅要支援被保険者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画等を作成するとともに、当該介護予防サービス計画等に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う。

指定介護予防支援を実施するために、センターは法第115条の22の規定に基づき伊勢市長の指定を受けること。また、生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく三重県知事の指定を受けること。

イ) 人員

保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という）を、事業が円滑に実施できるよう、必要数を配置しなければならない。この担当職員は、次のいずれかの要件を満たす者であって、都道府県が実施する研修を受講する等介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者を充てること。

- ① 保健師
- ② 介護支援専門員
- ③ 社会福祉士
- ④ 経験ある看護師
- ⑤ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月31日老振発0331003号厚生労働省老健局振興課長通知）（以下、「指定介護予防支援基準」という。）」第2条第1項」

ウ) 指定介護予防支援事業の実施手順

「指定介護予防支援基準」を参照するとともに、「伊勢市介護予防・日常生活支援事業手引き（伊勢市介護予防ケアマネジメントマニュアル）」の手順に基づくこと。

エ) 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）の委託及び留意事項

センターは本事業の一部について指定居宅介護事業者へ委託することができる。委託にあたっては次の留意事項および厚労省から発出される介護予防ケアマネジメント等通知を参考とすること。

留意事項

- a 公正・中立性を確保する観点から、委託について市への報告および運営協議会の議を経る必要があること。
- b 業務の一部を委託する場合においても、指定介護予防支援基準第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるようにすること。
- c 指定介護予防支援に係る責任主体はセンターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと。また委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、当該評価を踏まえ今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。
- d 正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。
- e 委託先の指定居宅介護支援事業者の業務に支障のない範囲で委託すること。

オ) 委託料の支払い

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部を指定居宅介護支援事業所に委託している利用者に関し、介護予防サービス計画費の相当分を、委託先事業者に支払うこと。

(5) その他業務

ア) センターに係る会議等への参加

センターの情報の共有化、事例検討などセンターの資質の向上を図るための会議・研修会等へ積極的に参加しすること。

イ) 地域の要請等による講座などの開催

地域の要請や市が必要と認めた講座の開催に協力すること。

ウ) 避難行動要支援者制度の推進への協力

個別避難計画の作成に協力すること。

9 事業報告書等提出書類

センターで実施する業務の実績を市の定める様式により、指定した期日までに市へ提出すること。その他、隨時報告を求めた場合には、速やかに報告すること。

(1) 業務開始時（年次）

ア 事業計画書

イ 専門的職員配置体制届出書（免許証・登録証等の写しを添付）

ウ 収支予算書

(2) 業務終了時

① 業務実施月（月次）

ア 事業実績報告書（翌月末日までに提出）

② 業務完了時（年度末）

ア 事業実績報告書

イ 相談支援件数調査書

ウ 収支決算報告書、収入実績・委託支払集計表

10 経費等

(1) 事業の実施に要する経費を利用者から徴収してはならない。

(2) 運営事業に係る経理の内容を明らかにするため、センター事業として独立した経費に関する帳簿、その他関係書類を備え付けるものとする。

11 委託料

- (1) 地域包括支援センター運営事業委託契約書に従い、センター運営事業の実施に係る委託料の請求書を支払い月の10日までに提出すること。委託料の支払いは会計年度ごとに年4回支払うものとし、4回を超えない範囲で回数を変更できることとする。
- (2) 委託料のうち、人件費に相当する経費については実績額を支払うこととする。第4回目の支払い月までに人件費実績報告書を提出することとし、人件費委託料額の精算を行うこととする。精算の結果、その額が委託料の額に満たないときは、変更契約を行うことなく精算額をもって委託料とする。
- (3) 「6 配置職員」に規定する人員体制を満たさなかった場合は、その期間に応じて、委託料の減額精算を行うものとする。この場合において、減額精算の金額は、30日を超えた場合に日割で算出される額とする。ただし、市が欠員理由をやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

12 委託業務の実施上の留意点

- (1) 職員の資質の向上を図るため、定期的に研修の機会を設けるなど必要な取組を図ること。また職員は、本事業の果たすべき役割の重要性を鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、自己研鑽に努めること。
- (2) 想定される業務中の事故に対して、損害賠償責任保険に加入すること。
- (3) 苦情窓口を設けた上で、その周知を図ること。あわせて、センターに苦情等が寄せられた場合は、その内容や対応方法を記録した上で市に報告するとともに、必要な業務改善につなげること。
- (4) センターの評価に関する伊勢市地域包括ケア推進協議会での検討を踏まえて、市と協議し、

必要な業務改善を行うこと。

- (5) 業務遂行に当たり、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

1 3 法令等の遵守

地域包括支援センターを運営するにあたっては、本仕様書のほか、次の事項に掲げる法令に基づかなければならない。なお委託期間中に下記の法令改正があった場合、改正された内容を遵守すること。

また、業務遂行している中で、法的観点からアドバイスが必要となった場合は、速やかに市へ相談すること。

- ア 介護保険法、介護保険法施行令、介護保険法施行規則
- イ 高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- ウ 認知症基本法
- エ 個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行令
- オ 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- カ その他関係法令及び条例、規則

1 4 公平・中立性

センターを運営するにあたり、正当な理由無く特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。

また、使用する車、パンフレット、封筒等について法人名は入れないこと。

1 5 協議

地域包括支援センター運営事業委託契約書及びこの仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項に関しては、必要の都度、両者が協議して決めることとする。

1 6 委託期間および終了に伴う引継ぎ

令和8年4月1日～令和11年3月31日までの3年間とする。

ただし、伊勢市及び伊勢市地域包括ケア推進協議会が、その業務の実施につき著しく不適当と認めた場合、法及びこれに関連する政省令等に定める事項に違反した場合は、委託期間の満了日以前に契約を解除することができる。

なお、3年後の委託期間終了後、再度プロポーザル方式により次期委託法人を選定する予定。

本業務の委託期間が終了するとき、又は、委託契約が取り消された場合は、次の受託者が円滑かつ支障なく地域包括支援センターの運営業務を遂行できるよう引継ぎを行うこととする。ただし継続して受託者となった場合はこの限りでない。